

## 地籍整備推進調査費補助金

(民間事業者等直接交付分)

### 平成 26 年度 募集要領

#### ■応募受付期間

第 1 回募集期間 4 月 8 日（火曜日）～5 月 9 日（金曜日）※募集期間終了

第 2 回募集期間 5 月 12 日（月曜日）～6 月 13 日（金曜日）※募集期間終了

第 3 回募集期間 6 月 16 日（月曜日）～7 月 18 日（金曜日）

※募集期間内に応募申請書を提出することが必要です。

※第 4 回目以降の募集を行う場合は、別途同様にお知らせいたします。

#### ■応募申請先及び問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課

地籍整備推進調査費補助金担当 課長補佐 峰崎、係長 太田

連絡先 Tel:03-5253-8111（内線 30-525）

E-mail: G\_LAW\_KCH@mlit.go.jp

平成 26 年 6 月  
国土交通省

< 目 次 >

<b>I. 地籍整備推進調査費補助金の概要</b>	
1. 目的	P 2
2. 補助事業の仕組み	P 3
<b>II. 補助対象事業の選定基準等</b>	
1. 選定方法	P 4
2. 選定基準	P 4
3. 留意事項	P 4
<b>III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について</b>	
1. 応募申請について	P 5
2. ヒアリングの実施について	P 6
3. 選定後の交付申請等について	P 6
<b>IV. 事業の実施にあたっての留意点</b>	
· · · · ·	P 7
<b>V. 応募申請書・様式</b>	
· · · · ·	別添

## I. 地籍整備推進調査費補助金の概要

### 1. 目的

土地の境界等を明確にする地籍調査の進捗率は、平成24年度末現在、50%にとどまっています。特に都市部（DID）は23%と進捗が遅れており、地籍調査の推進は喫緊の課題となっています。一方、都市部を中心に、土地取引や開発が頻繁に行われており、その際に境界の測量が行われていますが、あまり地籍整備には活用されていません。

一方、国土調査以外の測量成果については、国土調査法第19条第5項の国土交通大臣指定を受ければ、地籍調査の成果と同等のものとして扱えます。

指定を受けた地図は、不動産登記法第14条第1項地図（土地の正確な位置、形状を表した地図）として備え付けるために国土交通大臣等から登記所に送付されます。

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われますので、原則改めて地籍調査を実施する必要はなくなります。

平成22年5月に閣議決定された「国土調査事業十箇年計画」において、「国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第5項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する。」こととされており、国土調査以外の測量成果を活用して地籍整備を推進することは重要な課題です。

こうしたことを受け国土交通省では、「地籍整備推進調査費補助金」制度を設け、民間事業者等が国土調査法第19条第5項指定申請等を通じて成果を地籍情報として整備しようとする際に必要な経費を支援しています。

### （参考1）国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）第19条第5項

5 國土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により國土調査の成果としての認証を申請した場合には、國土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた國土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された國土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

### （参考2）「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」

（平成26年3月12日付け国土交通省土地・建設産業局長通知）

※国土交通省土地・建設産業局地籍整備課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>

## 2. 補助事業の仕組み

### 2.1 事業主体

本要領において募集する地籍整備推進調査費補助金の事業主体は、民間事業者等とします。民間事業者等とは、街づくり事業や測量等を実施する民間法人のほか事業実施準備組合及び街づくり協議会の地権者組織等です。

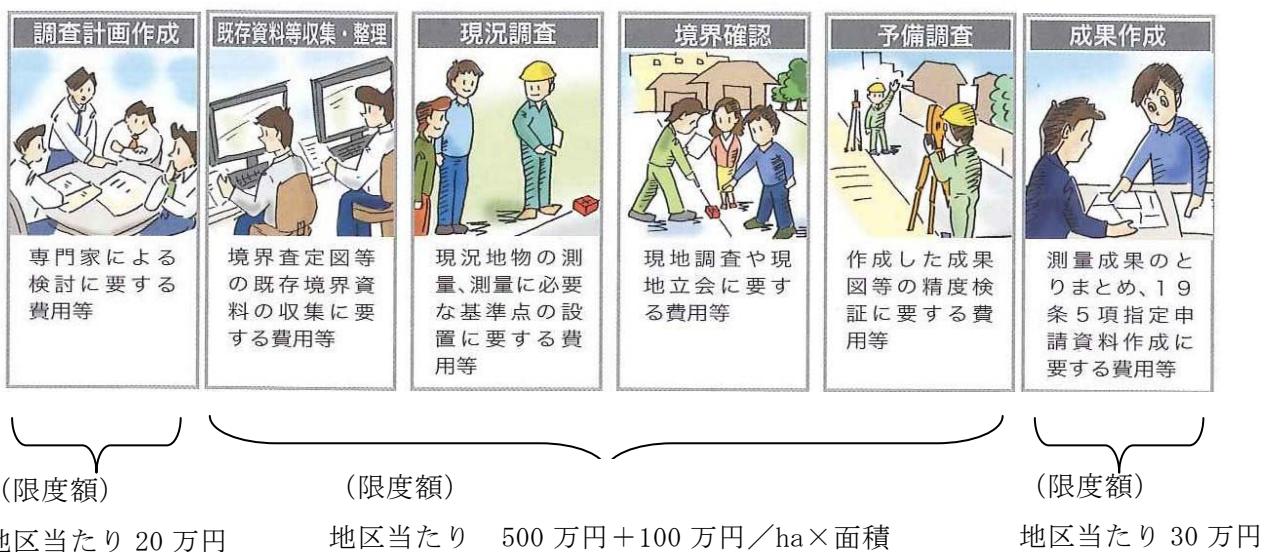
### 2.2 対象地区

地籍整備推進調査費補助金の対象地区は、以下の一及び二の要件を満たす地域とします。

- 一 人口集中地区（国勢調査による人口集中地区をいう。）又は都市計画区域（都市計画法第4条第2項に定める都市計画区域をいう。）であること。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く。
- 二 調査実施計画に位置付けられた一調査実施地区あたりの面積が500m<sup>2</sup>以上であること。

### 2.3 補助対象経費、補助率及び限度額

補助の対象となるのは、国土調査法第19条第5項指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の費用です。補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の1／3です。



### 2.4 予算額

平成26年度予算の額は203,769千円（国費）の内数です。

## II. 補助対象事業の選定基準等

### 1. 選定方法

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業は、募集期間内に応募があった事業の中から選定します。必ずしも応募があった事業及び希望額すべてに補助できるとは限りません。

### 2. 選定基準

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業の選定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

#### ○形式審査

- (1) 事業主体が、I. 2. 1 の要件を満たしていること。
- (2) 調査実施地区が、I. 2. 2 の要件を満たしていること。
- (3) 事業目的が適切であること。
- (4) 事業期間が適切であること。（平成 27 年 3 月までに測量（地籍整備推進調査）を終えることが原則です。2 カ年以上にわたる場合は年度ごとに事業を区切り、2 年目以降の補助については、再度応募が必要です。また、限度額は各年度の合計で適用されます。）
- (5) 事業に要する資金（国費以外の部分）の調達が確実であること、事業実施方法が適切であること等。

#### ○内容審査

- (1) 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること
  - ・事業主体は、測量（地籍整備推進調査）の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
- (2) 地方公共団体の了承を得ていること
  - ・調査実施地区を管轄する地方公共団体（市区町村）と調整し、補助申請をすることに対して了承を得ていることが必要です。
- (3) 登記所等への情報提供がなされていること
  - ・不動産登記法第 14 条第 1 項の地図として登記所に備え付けられるよう、国土調査法第 19 条第 5 項指定の申請を行い、国土調査法第 20 条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行うことが必要です。

### 3. 留意事項

補助対象事業の選定にあたっては、調査実施地区を管轄する地方公共団体に対し、応募申請書の内容が当該地方公共団体の地籍調査の計画等と整合が図られているかについて、意見を求める予定です。

### III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について

#### 1. 応募申請について

##### ○留意事項

- ・補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載し、以下の宛先まで郵送にて送付して下さい。
- ・応募申請書の様式1～2、調査実施地区の位置図は、上記の郵送と併せて、電子データを以下の宛先までメールにて送付して下さい。

＜応募申請時に提出を必ずお願いするもの＞

##### ①応募申請書

- ・応募申請書：応募団体の代表者の捺印が必要です。
- ・様式1：事業主体について
- ・様式2：調査実施地区について
- ・調査実施地区の位置図

##### ②応募団体会則

※応募申請時に作成中の場合は、後日送付して下さい。

##### ③応募団体の役員または構成員の名簿

##### ④応募団体の活動または事業の実績がわかる資料

※選定に当たって、財務諸表や要望額の根拠となる積算書等、上記以外に資料の提出を別途求めることができます。

##### ○平成26年度応募受付期間

第1回募集期間 4月 8日（火曜日）～5月 9日（金曜日） ※募集期間終了

第2回募集期間 5月 12日（月曜日）～6月 13日（金曜日） ※募集期間終了

第3回募集期間 6月 16日（月曜日）～7月 18日（金曜日）

※募集期間内に応募申請書を提出することが必要です。

※第4回目以降の募集を行う場合は、別途同様にお知らせいたします。

##### ○応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課  
地籍整備推進調査費補助金担当 課長補佐 峰寄、係長 太田

連絡先 Tel:03-5253-8111（内線30-525） E-mail: G\_LAW\_KCH@mlit.go.jp

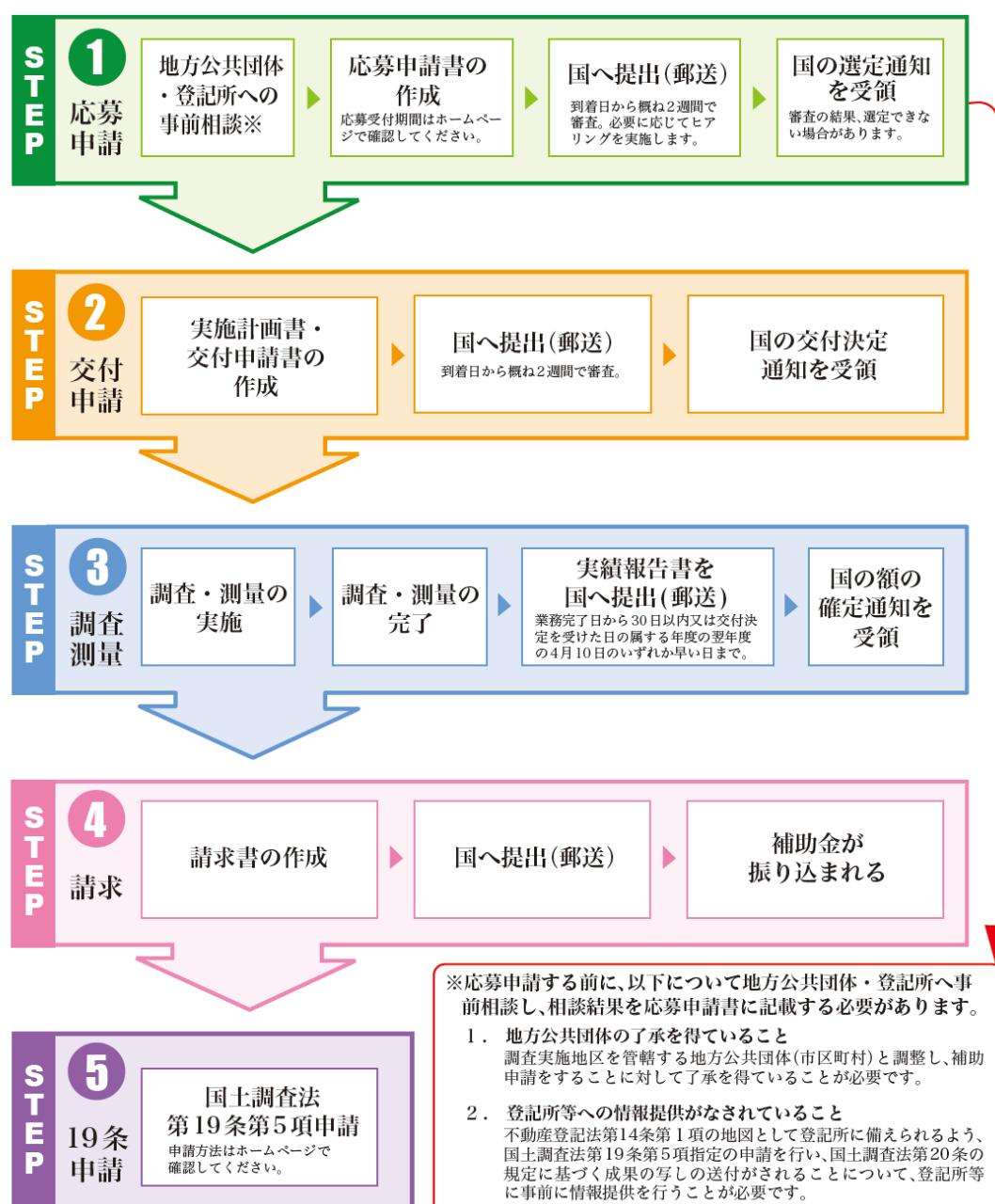
## 2. ヒアリングの実施について

選定にあたっては、必要に応じ、各応募団体に対し、応募事業の内容についてヒアリングを実施いたします。

開催予定日・方法・会場等については、別途ご連絡させていただきます。

## 3. 選定後の交付申請等について

- 補助対象事業に選定された場合は、速やかに交付申請書を提出して下さい。なお、交付申請等の手続き等詳細については、地籍整備課のホームページ（URLは本要領のP2末尾記載）にも掲載している「地籍整備推進調査費補助金制度要綱」、「地籍整備推進調査費補助金交付要領」をご参照下さい。
- 手続きの流れは以下のとおりです。



## IV. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用に際しては、下記の事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、同法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、地籍整備推進調査費補助金制度要綱（平成 22 年 4 月 1 日付国土交通省国土国第 417 号）、地籍整備推進調査費補助金交付要領（平成 22 年 4 月 1 日付国土交通省国土国第 417 号）の規定を遵守して頂くことになりますのでご留意ください。

### （補助を受けることが出来る期間）

- ・地籍整備推進調査費補助金（民間事業者等直接交付分）は、平成 31 年度までに限った制度です。

### （補助金の交付申請）

- ・前年度に継続して補助事業を行う場合も、再度、応募、交付申請手続きを行う必要があります。前年度に、継続案件として申請された案件であっても、事業の内容に加え、事業の進捗状況等について、審査を受け、継続が不適切と判断された場合は不採用となることもあります。

### （事業内容の変更）

- ・事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

### （実績報告）

- ・事業主体は、補助事業を完了後、実績報告書等を提出しなければなりません。

### （補助金の支払）

- ・補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から 30 日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。）
- ・補助金の対象となる経費は、支払対象となる行為が、交付決定後に行われ、その年度中に行われており、かつ交付決定を受けた事業内容に係るものである場合に限ります。したがって、交付決定日以降に補助事業が開始されることになるため、応募、交付申請に要する経費など、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は補助の対象となりません。

### （事業の実施後）

- ・事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契

約書、支払領収書等を含む。) を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

- ・事業完了後に、本事業による結果を公表させていただく場合があります。(公表内容は、事前に確認させていただきます。)

(その他)

- ・本事業の内容に個人情報が含まれる場合は、取扱いに十分ご注意ください。
- ・必要があると判断された場合、事業中又は事業後に補助事業に関する報告等を求めることや、関係者の事情聴取をして頂く場合があります。
- ・国土調査法第19条第5項指定の申請の時期は、最終的な区画に整理され、分筆等の不動産の表示に関する登記がされた時点となります。

# **地籍整備推進調査費補助金 応募申請書**

- ・記載の文字サイズは10ポイント以上で記載してください。
- ・様式の記入欄の幅は増やす、様式1～位置図は、各1枚で提出してください。
- ・関連資料を送付する場合にも、「別紙参照」などと省略せず、全ての項目について記入してください。

国土交通大臣 殿

(応募団体名) ○○株式会社

**地籍整備推進調査費補助金への応募申請書**

別添のとおり、平成26年度地籍整備推進調査費補助金に応募申請いたします。

【応募団体代表者】

(住 所)

(氏 名)

印

# 地籍整備推進調查費補助金 応募申請書 (様式1)

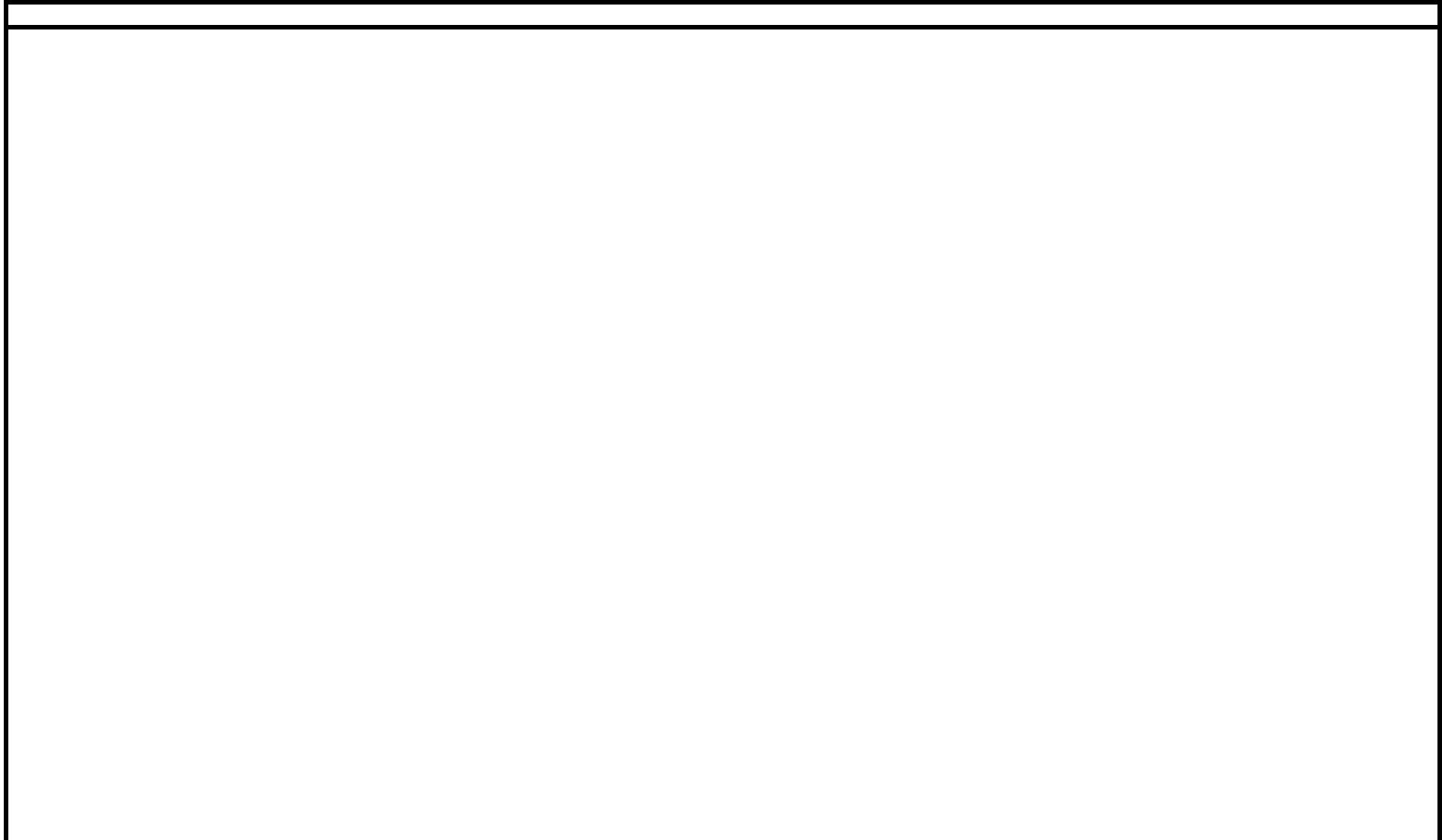
## ○事業主体について

地籍整備推進調査費補助金 応募申請書 (様式2)

○調査実施地区について(調査実施地区ごとに作成して下さい。)

調査実施地区の名称		〇〇市A									
測量の目的		開発許可									
調査実施地区の位置		〇〇市〇〇									
調査実施面積		〇〇ha									
人口集中地区の内外		外									
都市計画区域の内外		内									
不動産登記法第14条第1項地図の備付けの有無		無									
公共部局発注の測量であるか否か		公共部局発注の測量ではない									
調査実施の工程		【調査着手】平成〇年〇月 【現地測量実施】平成〇年〇月									
最終的な区画に整理された後、分筆等の不動産の表示に関する登記をする時期		平成〇〇年〇月									
19条5項指定申請等時期		平成〇〇年〇月									
補助対象 経費			調査計 画作成	既存資 料等収 集整理	現況 調査	境界 確認	予備 調査	成果 作成	計		
	人件費										
			旅費								
	直接経費計(a)										
	附帯事務費(b)										
	調査費計(c=a+b)										
	附帯事務費限度額(a×3%)										
	調査費合計(C=Σc)										
	控除額(D)										
補助基本額(E=C-D)											
交付申請予定額(E×1/3)											
補助対象経費の資金調達方法											
地方公共 団体との 調整状況	担当者所属・役職・氏名		〇〇市 ●●課 ××係長 ▲▲ ▲▲								
	電話番号		●●-●●●●-●●●●								
	調整状況		【記載例】 平成26年●月●日 〇〇市と協議した結果、申請して差し支えないと回答を得た。								
登記所等 への情報 提供	担当者所属・役職・氏名		〇〇法務局登記部門 登記官 ▲▲ ▲▲								
	電話番号		●●-●●●●-●●●●								
	連絡・調整状況		【記載例】 平成26年●月●日 〇〇法務局に対し、国土調査法第19条第5項指定の申請をし、同法第20条基づく成果の写しの送付がされる予定である旨連絡し、送付について了解した旨の回答を得た。								

## 対象地区の位置図



※縮尺1/10,000程度の地図に測量の基礎とする点(地籍調査作業規程準則第38条、地籍調査作業規程準則運用基準第19条の2及び第19条の3を参照)も記載した上で作成のこと